

行政手続における押印義務の廃止について

令和3年4月1日

市では、行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、押印義務の廃止の早期実現に向けて見直しを進めてきました。

見直しの結果、現在、市の業務全体で押印を求めている手続1,467件（国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものを除く）のうち、1,224件については、令和3年4月1日から押印義務を廃止します。

1. 押印義務廃止の対象手続

市民、事業者からの申請、届出等の手続（行政手続）

2. 押印義務の廃止基準

次に掲げるものを除き、原則押印義務を廃止する。

- (1) 契約書（地方自治法第234条第5項により記名押印を義務付け）
 - ・ 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
 - ・ 契約書に基づく委任状、見積書、請求書、領収書等を含む。
 - ・ 金額等の用件により契約書の作成が省略できる場合であっても、その契約に基づき作成される請書等を含む。
- (2) 藤井寺市入札参加資格者に対して、記名押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの
- (3) 国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
 - ・ 国や府に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
 - ・ 国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- (4) 文書内容の真正性の担保等の理由により、登記印・登録印の押印を求め、印鑑証明書と照合するもの
- (5) その他押印を求める特別な理由があるもの（第三者が作成する書類等）

※登記印・・・法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑：代表者印

※登録印・・・①印鑑登録制度において登録した印鑑：実印

②銀行口座開設時に届け出た印鑑：銀行印

③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑

3. 押印義務廃止の手続件数

(令和3年4月1日時点)

区 分		見直し件数	廃止件数
市の判断で押印を求めている手続		1, 4 6 7 件	1, 3 4 6 件
	4 月 1 日に廃止する手続	—	1, 2 2 4 件
	4 月 2 日以降に廃止予定の手続	—	1 2 2 件
国及び府の法令・条例・通知等によるもの		3 4 9 件	2 2 7 件
総 数		1, 8 1 6 件	1, 5 7 3 件

※ 今後、国及び府の状況により件数は変動する場合があります。

4. 押印義務廃止率

9 2 % : 1, 3 4 6 件 (押印義務廃止件数) ÷ 1, 4 6 7 件 (押印義務見直し件数)

5. 問合せ先

藤井寺市総務部総務課法規担当 ☎ 0 7 2 - 9 3 9 - 1 0 6 1